

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」：後周・北宋初のプロト・ナショナリズムに関する再考
Author(s)	山根, 直生
Citation	史学研究, 305 : 218 - 244
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055676">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055676</a>
Right	
Relation	



# 五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」

——後周・北宋初のプロト・ナシヨナリズムに関する再考——

山 根 直 生

## はじめに

五代後唐以降後周までの四王朝、あるいはさらに北宋を含めて「沙陀系王朝」と呼ぶ展望が提示された（森部二〇一〇、二三九～二四〇頁）。漢人の支配者を擁し漢人のプロト・ナシヨナリズムを形成したと見なされ、「宋型文化」との類型化もなされた宋朝・宋代（傳一九七二、妹尾一九九七—A、四〇六～四一三頁）に対する劇的な史観の転換であるにも関わらず、宋代史研究の側からの反応は概して鈍い<sup>②</sup>。本論においては後周、特に世宗朝（西暦九五四～九五九年）をとりあげること、この展望への応答を試みる。そもそも「沙陀系王朝」論の画期性は沙陀族自体についてというよりも、一部がこれと合流していたソグド系勢力についての実証の進展に基づくものであり、そうした存在が北宋

の外戚や国境周辺の戦力としても連続していたことの実証（石見二〇〇五、一三三～一三四頁、森部二〇一〇、二一一～二三四頁、など）こそが、特に重要かつ象徴的な成果と言えよう。しかし、こうした研究を支えた諸条件、とりわけ墓室や墓誌銘などの新資史料は、ソグド系勢力に限って出土するわけではなく、同時代の他の勢力についても同様の考察は可能ならずである。彼らと沙陀・ソグド系勢力を並び置いて考察してこそ、唐宋間の歴史過程に関する充実した理解が得られよう。

またこの論を受け入れて北宋までを「沙陀系王朝」と認める場合には、ではなぜ後周・北宋は契丹との対決姿勢をかかげ漢人・中華の守護者として——具体的・政治史的には、その領域内の地主の守護者として——自ら任じたのか、という問題が浮上する。というのも従来この問いは、両王朝を先験

的に漢人を中心とするものと解することで看過されてきたと思われるからである。唐五代藩鎮研究のバイオニア、日野開三郎の所論を見よう(傍線は筆者が付した)。

世宗郭榮、本姓柴氏：邢州に生る。柴氏は邢州竜岡の世豪、太祖の皇后は即ち柴氏で、太祖の微時は柴氏の資助を仰いでいた。世宗は後の甥で、この縁故から太祖に仕え、実子のなかった太祖はその賢を愛して養子とした。

……世宗は漢人世豪の出身として品位を備え、国家民族意識に目覚め、漢族復興を己が任とする高邁な理想と識見とを有していた。……(日野一九八〇、三八—三九頁)

帝は従来四朝の諸帝が帝王の地位を以て軍人最高の野心目標と考え、軍閥の統領的存在に満足し来った態度を排し、これを中国伝統の本来的な天子、即ち中国を中心として華夷万民にそのところを得しめ、民生の福利増進を天賦の使命とする崇高神聖な天子として自覚し、この理想の達成に壮年の熱と生得の聡智とを傾倒した。……即ち契丹及びこれを後援と恃む北漢に対する攻伐を後廻しとしてまず列国を統合し、全支統合の力を以て外敵に当ること、中国人の中国を標榜し、幽薊十六州の奪回、契丹の撃滅を最後の仕上げとすること、これ等は世宗の樹立した大方針で、そのまま北宋に受継がれたのであって、いわば世宗は、後唐の明宗・後晋の高祖等によって徐々に進められつつあった中央集権的仕事を一気に前進せしめ、天下統合の素地を造ってその仕上げを宋に譲ったの

である。……(同、四一頁)

傍線の通り柴榮の出自を「漢人」「中国人」と見なすことに基づき、その政策の北宋への連続までを説いたこうした理解に対し、従来反論が皆無だったわけではない。しかし、「沙陀系王朝」論に対し賛否いずれであれ応答するためには、『資治通鑑』(以下『通鑑』と略称)など後代の編纂史料の叙述に始まるこうした説明を、ソグド研究と同等に石刻史料も活用して、柴榮傘下の集団の社会的特質にまでふみこんで再考する必要がある。

そしてその場合、柴榮の事業全体はどう説明されることになるのか。彼を「漢人」「中国人」と見る先の説明は、ともかくもその治世の全体像を叙述できた。「漢人の柴榮が」という「だが」の設定を改めた時、「いつ」「どこで」「なぜ」「いかにして」という問題も問い直されねばならないはずであり、そうした包括的代案はまだ無いのではないか。たとえば日野の概括末尾にも見える、五代における中央集権化・禁軍強化の到達点としての後周世宗朝については、菊池英夫氏ら錚々たる論者によって早くから研究されてきた分野だが(菊池一九五八など)、それは彼の事業が「いかにして」為されたかにあたる説明であり、「なぜ」その他の問いにまで及ぶものではないはずである。

そもそも後周に関する考察には、続く宋朝との独特な関係に由来する複雑性がつきまとう。王朝交代のくりかえされた五代史にあつて、たしかに周宋の移行は流血の少ないもので

あった。しかしそれでもなお宋の成立は明確に禁軍のクーデターによるものであって、宋代人による世宗朝の記述に全幅の信頼がおけるわけではない。三十九歳で急逝した柴榮本人が、どのような政戦の展望を抱き、配下の陣容をどう構想していたか、断定することも本来難しいはずである。<sup>4)</sup>

にもかかわらず従来、こうした柴榮→柴宗訓→趙匡胤間の断絶・転換については、「先北後南」から「先南後北」へという対外的軍事行動の先後が注目されるばかりであった。だがソグド研究への応答として柴榮は何者かと問い直す場合、他にも多くの問題について再考の必要性が及ぶこと、ひるがえってこれら諸問題を改めて浮かび上がらせる意義を柴榮への問いが持つことを、ここに確認しておきたい。

### 1) だれが?①——後周の三班使臣

柴榮とは何者か。より広くとらえれば、五代後周世宗朝に集ったのは何者であったのか。この問いについては先述の通り、近年の研究がソグド系・沙陀系勢力の存在を改めて明らかにしている。しかしつとにワン・ガンウー（王庚武）氏は、河東道・河北道、そして河南道（現在の河南省、山東省、陝西省中部、湖北省の大部分、を含む）という三つの地域区分をもつて五代各朝官僚の出身地を分類し、禁軍・枢密使・宣徽南北院使・枢密使の僚属、という四部門すべてにおいて、河北出身者が河東のそれに次いで多く、五代を下るにつれさらに増加する、という傾向を導き出している（Wang1963）。

pp.210-215)。

沙陀系勢力はこの区分では河東道に多く含まれることになり、後周兩帝や宋太祖・宋太宗の台頭までも先の傾向と関連して説明したワン氏の展望（同、p.215）には、いまなお参考とすべき点が多い。高井康典行氏は五代の「文士」＝文人官僚部門での幽州出身者の卓越を指摘し（高井二〇一二）、また岳東氏は後周についてやはり河北出身者が中心となっていたことを、「漢化」し「河朔化」する「代北集團」ととらえて確認している（岳二〇一六）。以上から筆者も沙陀系・ソグド系などの具体的な民族的特性に對置するものとしては、「漢人」「中国人」などといった漠としたとらえ方でなく、ワン氏の見出した地域史的特性によって応じることが妥当だと思ふ。

その上で、特に五代世宗朝を再考しようとする本論の関心からは、新旧『五代史』に立伝された者を累計するという前提や、上記三つの地域区分などに対して、なお補足する必要がある。先述の通りソグド研究の進展を踏まえれば石刻史料の検討が必須であること、また、燕雲十六州の割譲以降の歴史過程において、これを「河北」に一括するには疑問があること、などによる。

そこで本論で取り上げるのが、唐末から宋代に見られた三班使臣である。三班使臣すなわち供奉官・殿直・承旨の三官は、五代宋初の皇帝にとってまさしく「側近」と呼ぶべき存在であり、つとに制度史研究の視点から注目されてきた（友

永一九八三、趙一九九三、など)。編纂史料中のそれらについては、すでに両氏の研究にほとんど網羅されていると云ってよい。本質的には軍事政権であった五代各朝の人的構成を考える時、そしてまたソグド系・沙陀系の人員とそれ以外の者との交錯を再考する時、有力節度使や軍将の子弟がままたじられ、後の高官を輩出する母体となったこの三班使臣こそ、急逝によって断たれた柴榮の政権構想をとらえる、恰好の枠組みであると思う。

こうした見通しのもと、友永一九八三、趙一九九三の引く三班使臣の諸事例を編年的に再整理し、石刻史料に見える事例も加えて一覧化したものが表1、その集計が表2である。ワン氏以来の地域史的展望とソグド研究の民族史的展望に接続できるよう、出身地は河東(A)・河南(B)・河北南部(C)・河北北部すなわち燕雲十六州(D)・その他(E)。以上の地域区分については図1参照)に分けて集計し、その姓名や履歴からソグド系と確定できるもの(S1)、確定できないがソグド姓であるもの(S2)もそれぞれ集計した。姓名が判明するのみで出身地・民族ともに不明なものが半数以上にのぼることは問題だが、ここから何が言えるだろうか。

一見して分かるように、出身地の判明する三班使臣の中で最も多数を占めるのは河東の人だが、後漢以降しだいに増加し後周世宗朝で最多となるのは河北南部の人である。彼らの共通項をあげれば、鄴都Ⅱ大名Ⅱ魏州の人であること(80、112、127、144、148、149)<sup>5)</sup>、郭威によって選抜

されたのち柴榮の指揮下に入っていること(145、147、148)<sup>6)</sup>、柴榮が澶州節度使であった時期に同地で官僚・武将となった人であること(145、146、148、150、154)<sup>7)</sup>、などである。

五代各朝を通観した場合、河北出身者が増加していくこと自体は、先にあげた諸論者の一致するところであった。しかし今回の整理から言えば、少なくとも三班使臣中の河北出身者の増加は後周で初めて顕著となったもので、特に世宗麾下において意識的に進められたと思われる。後唐以来の宰相馮道が河北瀛州の出身であったことに象徴される、河北「文士」の増加(高井二〇一二)に比較すれば、皇帝側近官における人的構成の転換は遅れ、河東優位の状況が続いていたと言える。当然こうした後周の転換には、当時の河東に北漢という別個の政権の在ったことが作用したに違いない。だが逆にいえば、北漢・後周の分立状況が無ければ、趙氏を中心とする北宋初期の政治状況も生じ得なかったことになる。

筆者はソグド研究の説く、後周・宋初の政権の沙陀系王朝としての性格を否定しない。歴代三班使臣のうち、ソグド系と確認または想定される人員の割合も、表Bに見る通り無視できない。何よりすでに宋代史研究においても、後周・北宋初の支配者集団における「漢」認識のあいまいさ、「胡」と重なり合う領域の広さが指摘されているからである(鄧二〇〇五)。しかし先の人的構成から見れば、また、沙陀系王朝と重なり合う概念として用いられる河東政権・山西政権

表1 五代の側近官

(史料上の初出順。墓誌銘に基づく場合、側近官に就任した時点は必ずしも明確にできないので、墓誌銘執筆の時点に基づき編年している。『冊府元龜』は『冊府』、『資治通鑑』は『通鑑』と略称)

王朝	皇帝	初出の年/月	(番号) 人名 [生没年]	備考 三班使臣としての職名、出身地、出典	区分
後梁	太祖	907/4	(01) 史彦璋	供奉官(『旧五代史』卷135、劉守光伝、Z表11)。	S2
		909/3	(02) 段凝	東頭供奉官(『冊府』卷766、総録、攀附。T表8、Z表17)。開封の人(『旧五代史』卷73、段凝伝)。	B
		909/7	(03) 聶榮受	殿直(『冊府』卷435、将帥、獻捷。Z表9)。	
		909/9	(04) 王唐福	殿直(『冊府』卷435、将帥、獻捷。Z表9)。	
		910/11	(05) 杜廷隱	供奉官(『冊府』卷57、帝王、英断。T表1、Z表10)。	
		910/11	(06) 丁延徽	供奉官(『冊府』卷57、帝王、英断。T表1)。	
	末帝	912/2	(07) 丁昭溥	供奉官(『旧五代史』卷8、後梁末帝、同年同月二日。Z表7)。	
		907-912	(08) 韓歸範	供奉官、宦官(『旧五代史』卷53、李存孝伝、『冊府』卷474、臺省、奏議。Z表11)。	
		913/2	(09) 楊彥質	供奉官(『吳越備史』卷2、同年同月。T表7)。	
		915/4	(10) 扈異	供奉官(『通鑑』卷269、同年同月。Z表14)。	
		917/3	(11) 鮑長新★	西頭供奉官、充忠武軍兵馬都監(『南溪池亭及九龍廟記並陰側』、『八瓊室金石補正』卷79)	
		920/9	(12) 郎公遠	供奉官(『旧五代史』卷10、後梁末帝、同年同月庚寅。Z表10)。	
		920/9	(13) 竇維	供奉官(『通鑑』卷271、同年同月。Z表14)。	
後莊宗	宗	924/3	(14) 李從襲 [?-926]	供奉官(『冊府』卷269、宗室、委任。Z表13)、宦官(『冊府』卷670、内臣、誣搆、李延安・李從襲・呂知柔。T表3)。	
		925/6	(15) 陳知隱 [?-935]	殿直(『冊府』卷128、帝王、明賞、同年同月。Z表15)。	
		925/?	(16) 李延安	供奉官、宦官(『冊府』卷670、内臣、誣搆、李延安・李從襲・呂知柔。T表3)。	
		925/?	(17) 呂知柔	供奉官、宦官(『冊府』卷670、内臣、誣搆、李延安・李從襲・呂知柔。T表3)。	
		926/3	(18) 景進	供奉内使(『通鑑』卷274、同年同月。Z表7)。棗官(『冊府』卷933、総録、誣搆)。	
923-926	(19) 陳思讓 [903-974]	石班殿直、幽州盧龍の人(『宋史』卷261、陳思讓伝。T表8)。	D		
後明宗	宗	926/5	(20) 張殷祚	供奉官(『冊府』卷135、帝王、懲役、同年同月丙寅。T表3、Z表4)。	
		926/6	(21) 馬延	殿直(『通鑑』卷275、同年同月)。	
		926/9	(22) 姚坤	供奉官(『冊府』卷980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。	
		926/10	(23) 李彦楷	供奉官(『五代会要』卷30、南詔蠻、同年同月。Z表10)。李楷と同一人物?	
		926/?	(24) 慕容彦超 [?-952]	供奉官(『冊府』卷846、総録、善射。T表8、Z表12)。太原の人(『旧五代史』卷130、慕容彦超伝)。	A
		927/4	(25) 李楷	供奉官(『冊府』卷980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。李彦楷と同一人物?	
		928/4	(26) 翟令奇	殿直(『冊府』卷123、帝王、征討。Z表12)。	S2
		929/5	(27) 烏昭遇	供奉官(『通鑑』卷276、同年同月)。	
		929/5	(28) 韓攻	供奉官(『通鑑』卷276、同年同月)。	
		930/11	(29) 毛廷美★	西頭供奉官、滄州の人(『毛璋墓誌』、pp.212-215、『毛璋妻李夫人墓誌』、pp.239-242、『新五代史』卷26、毛璋伝)。	C
		930/11	(30) 毛廷翰★	西頭供奉官、滄州の人(『毛璋墓誌』、pp.212-215、『毛璋妻李夫人墓誌』、pp.239-242、『新五代史』卷26、毛璋伝)。	C
		930/12	(31) 周務謙	供奉官(『冊府』卷123、帝王、征討。Z表12)。	
		930/12	(32) 陳審瓊	供奉官(『冊府』卷123、帝王、征討。Z表12)。	
930/12	(33) 符彦倫	供奉官(『冊府』卷123、帝王、征討。Z表12)。			
後唐	宗	932/1	(34) 張繼榮	殿直(『冊府』卷57、帝王、明察、同年同月)。	
		932/5	(35) 李環 (李環、李存環)	供奉官、李克用の弟である李克寧の子(『冊府』卷178、帝王、姑息、同年同月。Z表11)。	A
		926-933	(36) 王彦昇 [917-974]	東班承旨、「本蜀人、後唐同光中蜀平、徙家洛陽」(『宋史』卷250、王彦昇伝。Z表12・20)。	B
		-934/?	(37) 西方璟	供奉官(『冊府』卷980、外臣、通好、応順元年(934)正月乙亥)。	
		934/2	(38) 楚匡祚 (楚祚)	殿直(『通鑑』卷279、同年同月丁酉)。	
		934/4	(39) 王贊	殿直(『通鑑』卷279、同年同月。Z表7)。	
		934/?	(40) 史思温	供奉官(『冊府』卷510、邦計、重斂、同年。T表4)。	S2
		934/?	(41) 李筠 [?-960]	内殿直、并州太原の人(『宋史』卷484、李筠伝)。	A
		935/3	(42) 商守遠★	内殿直、北燕薊門の人(『商在吉墓誌』、pp.261-263)	D
		936/8	(43) 李讓勳	供奉官(『旧五代史』卷48、後唐末帝、同年同月。T表3)。	
934-936	(44) 張鵬 [?-948]	供奉官、鎮州鼓城の人(『旧五代史』卷106、張鵬伝。Z表13)。	C		

五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」—後周・北宋初のプロト・ナショナリズムに関する再考—(山根)

後唐	?	926-	(45) 夏光遜★ [898-947]	東頭供奉官、青丘の人 (『夏光遜墓誌』、pp.429-431)。	E
		-929/10	(46) 韓仲舉★ [894-929]	東頭供奉官、昌黎郡の人 (『韓仲舉墓誌』、pp.196-198、『韓仲舉妻王氏墓誌』、pp.38-40、『韓恭墓誌』pp.198-201)。	E
高祖		936/?	(47) 李謙溥 [915-976]	殿直、并州孟県の人 (『宋史』 卷273、李謙溥伝。T表3・7・9)。	A
		936/?	(48) 宋儼 [926-989]	殿直、洛陽の人 (『宋史』 卷255、宋儼伝。T表9・10)。	B
		937/7	(49) 王思勳 [?-937]	東頭供奉官、「厥父抱疾、其家甚貧」(『冊府』 卷140、帝王、旌表。T表6・11)。	
		937/11	(50) 安元進★	(右蕃) 内殿直 (『安萬金墓誌』、pp.292-295、『安萬金妻何氏墓誌』、pp.298-300)。五世代にわたり部落の首領を世襲したソグド系の家系 (森部2010、pp.183-209)。	A S1
		937/11	(51) 安元福★	殿前承旨、安元進の弟 (『安萬金墓誌』、pp.292-295、『安萬金妻何氏墓誌』、pp.298-300)。	A S1
		937/12	(52) 劉貞義	承旨 (『冊府』 卷135、帝王、懲征役。T表3・Z表15)。	
		938/2	(53) 花進威★	内殿直 (『花歌遷尊勝幢題名』、『八瓊室金石補正』 卷80)。	
		938/2	(54) 花光進★	殿前■旨 (『花歌遷尊勝幢題名』、『八瓊室金石補正』 卷80)。	
		938/10	(55) 張匡郭	供奉官 (『五代会要』 卷29、于闐、同年同月。Z表10)。	
		939/3	(56) 齊延祚	供奉官 (『旧五代史』 卷78、後晋高祖紀、同年同月。T表6)。	
		940/5	(57) 劉彦瑤	供奉官 (『冊府』 卷123、帝王、征討、同年同月。T表6)。	
		940/5	(58) 安友謙	供奉官 (『旧五代史』 卷79、後晋高祖紀、同年同月。T表2)。	S1
後祖		941/1	(59) 張澄	供奉官 (『旧五代史』 卷79、後晋高祖紀、同年同月丙寅。T表2)。	
		941/9	(60) 李延業	供奉官 (『冊府』 卷980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。	
		941/11	(61) 李仁廓	供奉官 (『冊府』 卷980、外臣、通好、同年同月。Z表10)。	
		942/3	(62) 馬延理	殿直 (『冊府』 卷980、外臣、通好、同年閏三月。Z表10)。	
		942/6	(63) 張延杲	殿直 (『冊府』 卷980、外臣、通好、同年同月辛酉。Z表10)。	
		-942/8	(64) 周朔崇★	殿直、涿州范陽の人 (『周令武墓誌』、pp.341-346)。	D
		942/8	(65) 周朔明★	殿直。周朔崇の弟 (『周令武墓誌』、pp.341-346)。	D
		942/12	(66) 馬延翰	供奉官 (『冊府』 卷106、帝王、惠民、同年同月丁丑。Z表16)。	
		943/10	(67) 梁光鋸★	西頭供奉官、太原の人 (『梁漢顛墓誌』、pp.380-384、『旧五代史卷88、梁漢顛伝。』)	A
		943/?	(68) 安守忠★	西頭供奉官、并州晋陽県の人、ソグド系武人安審琦の次子 (『安守忠墓誌』、『鶻鶻七誌齋藏石』)。	A S1
		944/?	(69) 羅彥瓌 [924-970]	内殿直、并州太原の人 (『宋史』 卷250、羅彥瓌伝。Z表20)。	A S2
		晋帝		945/3	(70) 蕭處鈞
946/10	(71) 張暉 [?-964]			供奉官 (『通鑑』 卷284、同年同月。Z表10)、幽州大城の人 (『宋史』 卷272、張暉伝)。	D
946/1	(72) 耿彦珣			供奉官 (『通鑑』 卷285、同年同月。Z表12)。	
946/?	(73) 陳光總			供奉官 (『旧五代史』 卷125、高允權伝。Z表16)。	
946/?	(74) 李漢瓊 [927-981]			内殿直、河南洛陽の人 (『宋史』 卷260、李漢瓊伝。Z表20)。	B
942-946	(75) 張勳 [900-967]			供奉官、洛陽の人 (『宋史』 卷271、張勳伝。T表9)。	B
944-946	(76) 翟仁欽			東頭供奉官、「不知其何人也」(『新五代史』 卷33、翟進宗伝。T表10)。	S2
936-943	(77) 李重進 [?-960]			殿直、先祖は滄州の人 (『宋史』 卷484、李重進伝)。	C
936-946	(78) 劉重進 [899-968]			右班殿直、西頭供奉官、幽州の人 (『宋史』 卷261、劉重進伝。T表7)。	D
936-946	(79) 翟守素 [922-992]			殿直、濟州任城県の人 (『宋史』 卷274、翟守素伝。T表11)。	E S2
936-946	(80) 田仁朗 [930-989]			西頭供奉官、大名元城の人 (『宋史』 卷275、田仁朗伝。T表11)。	C
936-946	(81) 康延澤 [912-969]			供奉官。蔚州の人 (『旧五代史』 卷91、康福伝)。北宋の「沙陀政權以来のソグド姓を持った将軍」(森部2010、pp.207-208)。	D S1
後漢		946/?	(82) 周廣 [?-977]	供奉官、應州神武川の人 (『宋史』 卷271、周廣伝。Z表20)。	D
		946/?	(83) 孔守正	東西班承旨、開封浹儀の人 (卷275、孔守正伝。Z表20)。	B
		947/6	(84) 張廷翰 [917-969]	内殿直、東西班軍使、澤州陵川県の人 (『宋史』 卷259、張廷翰伝。Z表20)。	C
		947/11	(85) 韓調	内殿直 (『通鑑』 卷287、同年同月丙辰)。	
		947/?	(86) 張光贊★	西頭供奉官 (『夏光遜墓誌』、pp.429-431)。	D S1
948/4	(87) 時知化	供奉官 (『旧五代史』 卷101、後漢隱帝紀、同年同月。T表5、Z表12)。			

後 漢	隱	948/4	(88) 王益	供奉官〔『旧五代史』卷101、後漢隱帝紀、同年同月。T表5、Z表12〕。		
		948/?	(89) 王繼壽 [?:964]	供奉官、河朔の人、〔『宋史』卷255、王繼壽伝。T表8〕。	C	
		949/11	(90) 趙延希	供奉官〔『冊府』卷997、外臣、征討、同年同月。Z表12〕。		
		950/1	(91) 張誅	供奉官〔『冊府』卷435、將帥、獻捷、同年同月。T表5・Z表8〕。		
		950/11	(92) 孟業	供奉官〔『通鑑』卷289、同年同月。Z表7〕。		
	帝	948-950	(93) 何繼筠 [921-971]	殿直、河南の人〔『宋史』卷273、何繼筠伝。T表2〕。「沙陀政権以来のソグド姓を持った将軍」(森部2010、pp.207-208)。	B S1	
		948-950	(94) 張永徳 [920-1000]	供奉官押班、并州陽曲の人〔『宋史』卷255、張永徳伝。T表9〕。	A	
		948-950	(95) 盧懷忠 [919-967]	供奉官、瀛州河間の人〔『宋史』卷274、T表1・9〕。	D	
		948-950	(96) 王繼勳	供奉官、陝州平陸の人〔『宋史』卷274、王繼勳伝。T表9〕。	E	
		948-950	(97) 田欽祚	殿直、供奉官、潁州汝陰縣の人〔『宋史』卷274、田欽祚伝。T表1・10、Z表13〕。	B	
948-950	(98) 侯贊 [918-991]	殿前承旨、并州太原の人〔『宋史』卷274、侯贊伝〕。	A			
後 太 祖	太	951/1	(99) 蔣光遠	供奉官〔『五代會要』卷29、契丹、同年同月。Z表10〕。953の蔣光遠と同一人物?兄弟?		
		951/1	(100) 張令權	供奉官〔『冊府』卷66、帝王、發號令、同年同月丙戌。Z表14〕。		
		951/1	(101) 王殷	殿直〔『冊府』卷66、帝王、發號令、同年同月。Z表15〕。『旧五代史』卷124の王殷とは別人。		
		951/2	(102) 李演	供奉官〔『冊府』卷435、將帥、獻捷、同年同月。Z表8〕。		
		951/3	(103) 戚師範	西頭供奉官〔『冊府』卷48、帝王、從人欲、同年同月丁卯。T表1〕。戚師範と兄弟?		
		951/3	(104) 戚師範	東頭供奉官〔『冊府』卷48、帝王、從人欲、同年同月丁卯。T表1〕。戚師範と兄弟?		
		951/3	(105) 孫仁安	供奉都知〔『冊府』卷435、將帥、獻捷、同年同月。Z表9〕。		
		951/3	(106) 張彊	供奉官〔『冊府』卷435、將帥、獻捷、同年同月。T表5、Z表16〕。		
		951/5	(107) 馬彥勛 [?:951]	供奉官、不法により処死〔『冊府』卷154、帝王、明罰、同年同月甲申。T表4〕。		
		951/5	(108) 李誦	供奉官〔『冊府』卷980、外臣、通好、同年同月己巳。Z表15〕。		
		951/9	(109) 王光賢★	西頭供奉官。邠州平遙県の人、洛陽に家す〔『王進威墓誌』、pp.476-479〕。	E	
		951/12	(110) 梁又	供奉官〔『冊府』卷435、將帥、獻捷、同年同月。T表3〕。		
		951/?	(111) 劉廷諶	内殿直押班、先祖は涿州范陽の人、曾祖は盧龍軍節度の劉仁恭。盧龍の内紛を逃れて「避難南奔」〔『宋史』卷259、劉廷諶伝。Z表20〕。	D	
	951/?	(112) 馬仁瑀	内殿直、大名夏津の人〔『宋史』卷273、馬仁瑀伝〕。	C		
	951/?	(113) 楊光賢★ [919-966]	殿直、分陝(陝西省陝県)の人〔『宋故恒農楊(光賢)墓誌銘』、『宋代墓誌輯釋』所収〕。	E		
	世 周	祖	952/1	(114) 張令彬	供給官〔『旧五代史』卷112、周太祖紀、同年同月丙寅。Z表17〕。	
			952/2	(115) 蓋繼明	供奉官〔『冊府』卷167、帝王、招懷、同年同月癸卯。T表5〕。	
			952/11	(116) 齊歲琦	供奉官〔『冊府』卷136、帝王、慰勞。T表3・15〕。	
			953/2	(117) 張懷貞	供奉官〔『通鑑』卷291、同年同月。T表2〕。	
953/7			(118) 王懷贊	供奉官〔『旧五代史』卷113、周太祖本紀、同年同月戊戌。Z表18〕。		
953/9			(119) 馬諤	供奉官〔『旧五代史』卷113、周太祖本紀、同年同月丁酉。Z表12〕。		
953/?			(120) 蔣光遠	供奉官〔『旧五代史』卷130、王峻伝。T表5、Z表7〕。		
951-953			(121) 邢思進	供奉官〔『宋史』卷261、陳思謙伝。T表5〕。		
951-953			(122) 郭守文 [913-963]	左班殿直、并州太原の人〔『宋史』卷259、郭守文伝。T表8〕。	A	
951-953			(123) 慕容延鈞 [935-989]	西頭供奉官、太原の人。弟の慕容延忠も「歴内殿直、供奉西頭官都知」〔『宋史』卷251、慕容延鈞伝。T表8〕。	A	
951-953	(124) 韓重贊	左班殿直副都知、磁州武安の人。〔『宋史』卷250、韓重贊伝、T表2・8〕。	C			
宗	世	954/9	(125) 竹奉璘 [?:954]	供奉官副都知、失敗により処斬〔『旧五代史』卷114、後周世宗紀、同年同月辛丑。T表4〕。		
		954/10	(126) 郝光庭 [?:954]	供奉官、不法により棄市〔『旧五代史』卷114、後周世宗紀、同年同月己未。T表4、Z表17〕。		
		954/?	(127) 尹崇珂 [932-973]	東西班都知、秦州天水の人、「後徙居大名」〔『宋史』卷259、尹崇珂伝。Z表20〕。	C	
		954/?	(128) 張秉★ [913-972]	東頭供奉官。「本澶州衛南人」〔『宋故内酒坊使銀青光祿大夫檢校吏部尚書兼御史大夫上柱国権知揚州軍府事張府君(秉)墓誌銘并序』、『宋代墓誌輯釋』所収〕。	C	
		955/1	(129) 齊歲珍 [?:957]	供奉官〔『通鑑』卷292、同年同月癸未。T表6〕。		
		955/?	(130) 董遵誨 [926-981]	東西班押班、涿州范陽の人〔『宋史』卷273、董遵誨伝。Z表20〕。	D	
956/3	(131) 安洪道 (安弘道)	供奉官〔『冊府』卷167、帝王、招懷、同年同月、〔『通鑑』卷273、同年同月。T表5・7、Z表11〕。	S1			



五代後周世宗朝をめぐる「だれが」「いつ」「どこで」—後周・北宋初のプロト・ナショナリズムに関する再考—(山根)

後	956/7	(132) 蕭守彬★	西頭供奉官、父の蕭處仁は蘭陵の人(『蕭處仁墓誌』、pp.584-587)。	E
	957/3	(133) 田處嵩	供奉官(『冊府』卷106、帝王、惠民、同年同月、Z表16)。	
	957/11	(134) 康保裔	内殿直(『通鑑』卷293、同年同月戊子)、「河南洛陽人」(『宋史』卷446、康保裔伝)。	B S1
	958/1	(135) 趙延祉★	供奉官。(『李從謙妻朱氏墓誌』、p.600-603)。	
	958/9	(136) 索延勳★	西頭供奉官副都知、太原清原の人(『旧五代史』卷65、索自通伝、「索萬進墓誌」、pp.605-608)。	A
	958/9	(137) 索延昌★	西頭供奉官、索延勳の弟(『索萬進墓誌』)。	A
	958/10	(138) 宋崇義★	東頭供奉官、汴州雍丘県の人(『旧五代史』卷123、宋彦筠伝、「宋彦筠墓誌」、pp.611-614)。	B
	958/10	(139) 宋可言★	殿直、父は宋崇義(『宋彦筠墓誌』、pp.611-614)。	B
	959/11	(140) 張万進★	客省承旨(『後周石屋洞客省承旨衛州司馬張万進造羅漢像記』、中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館拓本所蔵)。	
	959/11	(141) 梁文誼★	閤門承旨(『後周石屋洞閤門承旨梁文誼為亡父母小子造羅漢象題記』、中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館拓本所蔵)。	
	959/11	(142) 葉可鈞★	殿直、并州晉陽の人(『大宋故曹州節度使妻弘農郡夫人楊氏墓誌』、「宋代墓誌輯釋」所収)。	A
	959/11	(143) 葉可勳★	西頭供奉官、并州晉陽の人(『大宋故曹州節度使妻弘農郡夫人楊氏墓誌』、「宋代墓誌輯釋」所収)。	A
	959/?	(144) 李繼僎	内殿直、大名元城の人(『宋史』卷254、李繼勳伝)。	C
	954-959	(145) 曹彬 [932-1000]	供奉官、真定靈壽県の人(『宋史』卷258、曹彬伝。T表1・8、Z表3)。「ソグド人である可能性が極めて高」い(西村2018、p.190)。	C S1
	954-959	(146) 王晉卿 [907-973]	供奉官、東頭供奉官、河朔の人、「(『宋史』卷271、王晉卿伝。T表1・3・8、Z表13)。	C
	954-959	(147) 李崇矩 [924-988]	供奉官、潞州上黨県の人(『宋史』卷257、李崇矩伝。T表2・8、Z表12)。	C
	954-959	(148) 曹翰	[924-992] 供奉官、大名の人(『宋史』卷260、曹翰伝。T表2・8、Z表8)。	C S2
	954-959	(149) 潘美 [925-991]	供奉官、大名の人(『宋史』卷258、潘美伝。T表2・8、Z表12)。	C
	954-959	(150) 王贊	東頭供奉官、澶州觀城県の人(『宋史』卷274、王贊伝。T表8)。	C
	954-959	(151) 梁迥 [928-986]	殿直、博州聊城県の人、「(『宋史』卷274、梁迥伝。T表8)。	C
954-959	(152) 王侁 [?-994]	東頭供奉官、開封浚儀の人、弟の王僕も供奉官に(『宋史』卷274、王侁伝。T表9)。	B	
954-959	(153) 賀惟忠 [?-973]	供奉官、忻州定襄の人(『宋史』卷273、賀惟忠伝。T表9)。	A	
954-959	(154) 魏丕★ [920-999]	右班殿直、相州の人(『宋史』卷270、魏丕伝。T表1・8、Z表13)。墓誌によれば「世為燕人。後唐同光初(923)、徙家於鄆、今為大名人也」(趙2002)。	C	
954-959	(155) 趙延溥 [938-987]	左班殿直、真定の人(『宋史』卷254、趙延溥伝)。	C	
954-959	(156) 劉福祐★	西頭供奉官、彭城(徐州)の人(『唐風樓碑録』)。	E	
960?	(157) 韓七哥★	東頭供奉官、太原の人(『韓通墓誌』、「唐風樓碑録」)。	A	
951-959	(158) 丁德裕	供奉官、洛州臨洛県の人(『宋史』卷274、丁德裕伝。T表11)。	C	
951-959	(159) 呉元輔	供奉官、并州太原の人(『宋史』卷257、呉元輔伝。T表11)。	A	
951-959	(160) 袁繼忠 [938-992]	右班殿直、先祖は振武から并州に移住(『宋史』卷259、袁繼忠伝。T表11)。	A	
王朝不明	後晋以前	(161) 任繼崇★	西頭供奉官、京兆の人(『任景述墓誌』、pp.349-353)。	E
	後晋以前	(162) 段延勳★ [908-958]	西頭供奉官、太原の人(『段延勳墓誌』、p.620-621)。	A
	後周以前	(163) 王廷義	供奉官、萊州掖県の人(『宋史』卷252、王廷義伝。Z表20)	E
	939-954	(164) 李守節 [939-971]	東頭供奉官、并州太原の人(『宋史』卷484、李筠伝)。	A

<凡例>

○ T表1～11 = 友永植氏の整理に基づくもの(友永1983)。

○ Z表7～17、Z表20 = 趙雨楽氏の整理に基づくもの(趙雨楽1993、pp.31-79)。

○ ★ = 墓誌など史料上の知見に基づくもの。主に周阿根『五代墓誌彙考』(黄山書社、2012年)に依拠し、備考ではその頁数も記した。

○ 出身地域区分 = A 河東出身、B 河南出身、C 河北南部(十六州以外、昭義・成徳・魏博・河陽三城節度使)出身、D 河北北部(燕雲十六州)出身、E その他地域の出身。

○ 民族区分 = S1 諸研究やその姓(安・康・米姓)からソグド系と確定できるもの、S2 確定できないがソグド姓(石・史・何・曹・羅・畢・翟姓)であるもの。

表2 五代の側近官の出身・民族集計

		出身地域							民族			
		河東 A	河南 B	河北南部 C	河北北部 D	その他 E	不明	各帝 総計	各朝 総計	ソグド系		
										確定 S1	姓 S2	
後梁	太祖		1				7	8	13		1	
	末帝						5	5				
後唐	莊宗				1		5	6	33			
	明宗	2	1	2			13	18			1	
	閔・廢	1		1	1		4	7			1	
	?					2		2				
後晋	高祖	3	1				13	17	35	3		
	出帝	3	2		3		5	13			1	2
	?			2	2	1		5			1	1
後漢	高祖		1	1	1		1	4	17			
	隱帝	2	2	1	1	1	6	13			1	
後周	太祖	2		2	1	2	19	26	62			
	世宗	6	4	12	1	2	8	33			3	1
	?	2		1				3				
王朝不明		2				2		4				
総計		23	12	22	11	10	86	164		9	7	

凡例

○ソグド系と思われる人物について、諸研究の成果や安・康・米姓であることから確定できるものはS1の記号で「確定」に、石・史・何・曹・羅・畢・翟姓だが確定できないものはS2の記号でソグド「姓」に算入した。

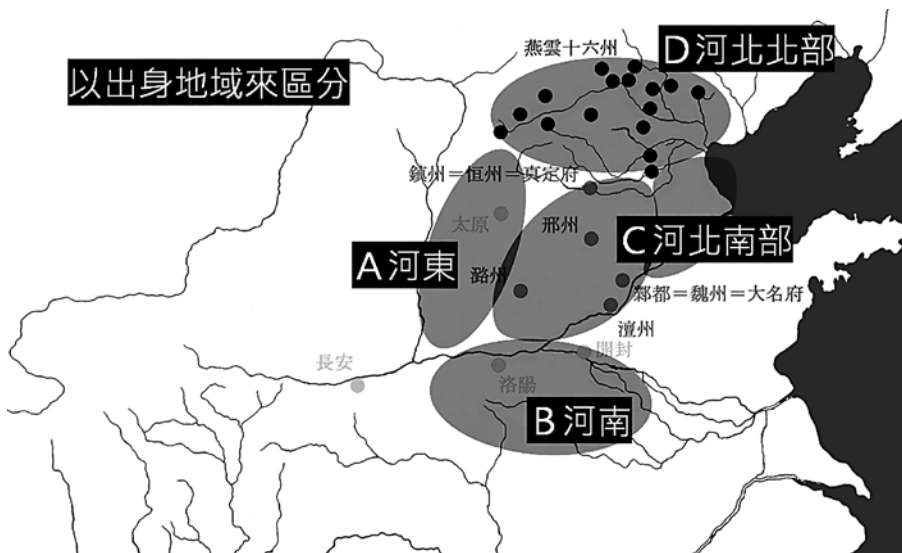


図1

の例に倣えば、後周、少なくとも世宗朝は、民族的特色よりもむしろその出身地に基づいて「河北(南部)政権」とでも呼ぶのが適切ではないか。次節では郭威・柴栄の後周兩帝自身に即して、これを確認してみよう。

## 2) だれが?②——後周太祖・世宗

従来後周兩帝といえ、柴栄が養子として帝位をつぎ、しかもついに改姓しなかつたことが論点とされがちである。しかし他にもなお兩帝については考察の手がかりが潜んでいる。まずは太祖郭威に関する歴史的な二つの疑問を確認しよう。一つは彼の父親に関するもの、いま一つは趙翼『廿二史劄記』卷二二が「周祖四娶皆再醮婦」と題する、全員が再婚者であった彼の四人の妻に関するものである。

『旧五代史』卷一一〇、後周太祖本紀によれば、太祖郭威は邢州堯山の人である。『冊府元龜』卷一、帝王部、帝系では、彼の父郭簡が李克用の「内牙愛将」で、順州刺史に登ったとしており、本紀が先の記述に続いて「帝 生れて三歳、家太原に徙る。居ること何も無くして皇考 燕軍の陷す所と為り、王事に歿す」と記すことと考え合わせれば、郭簡は河北南部の人であるとともにいち早く太原の沙陀系勢力の傘下に入った人物であり、燕国すなわち河北北部の勢力との戦いで戦死した軍将であった。

他方で同本紀では、郭威について「本と常氏の子、幼くして母の郭氏に適するに隨う、故に其の姓を冒すか」との異説

も記している。実父常氏の詳細は明らかでないが、郭威十八歳の時(西曆九二二年前後)のこととして「吏を壺關に避け、故人常氏に依る」とあり、実父もまた壺關県(潞州)の人かと思わせる。また、『旧五代史』卷二二九の常思伝では、「河東牙将」の父を持つ太原の人である常思について「太祖 微なりし時、季父を以て思を待す。即位するに及び、其の妻をして入覲せ遣め、太祖 之を拜すること家人の禮の如く、仍お呼ばわるに叔母と為す、其の恩顧 是の如し」とある。これら郭威の実父常氏と故人常氏、さらに常思は、常姓がありふれたものでないことから同族と見るのが妥当であろうし、その場合彼らは元來潞州の人で、郭簡同様に河東軍将となつた父を持つ常思のみ「太原の人」と記されたと思われる。

邢州・潞州は河北道・河東道の境界にあたり、とりわけ青年期の郭威が多く的事跡を残した潞州は、太原から南下して河北南部へと向かう途上に位置する。思うに、河東の勢力が河北南部へと拡大するという軍事的動向の下にあって、いち早く河東側に参入し榮達の機会をつかんだのが、郭簡—郭威親子、ならびに常思親子であった。本貫としてではなく、前半生との関連や地縁の深さで見ると、郭威は邢州などよりも河東の人、あるいは太原の人と言ふべきではないか。

郭威の出身をこのように見直すことで、彼に関する第二の疑問、四人の妻についても、新たな知見が導かれる。邢州龍岡の人柴氏は唐莊宗の嬪御であったが、莊宗没後に帰郷し、父母からは節度使こそ再婚相手にふさわしいとされながら、

郭威を「貴人」と見て嫁いだ（『東都事略』卷二、張永德伝）。

楊氏は鎮州真定の「良家」の人で、勢力を保っていた成徳節度使王鎔の一妃となったが、彼の敗死の後さらに遍歴して郭威に嫁いだ（『旧五代史』卷一一一、楊淑妃伝）。なお彼女は郭威の知遇を得た当初、容易に彼には従わなかったため「恐逼」の言を受けている（『宋史』卷二五五、楊廷璋伝）。常山靈壽（恒州）の人董氏も父母を王鎔敗死の戦乱で失って、「潞州牙将」の夫婦に養育され、「里人」劉進超に嫁いだ（『旧五代史』卷一一一、董德妃伝）。恒州真定の人張氏も、王鎔の下で要職を務める父を持ったが、その敗死後に太原に居住していた「幽州偏将」の子に嫁がされ死別した後、太原にいた郭威の眼にとまることになる（同書同卷、張貴妃伝）。

すなわち四人はいずれも五代初期、河北南部で「河朔全盛の時」（『旧五代史』卷一一一、楊淑妃伝）に相応の嫁ぎ先や安定した家庭を得ていたものの、河東・契丹の勢力が同地に進攻する中でそれらを失い、自身または周囲から見て当初は前夫より劣る存在であった郭威と再婚したのであった。趙翼は彼女ら全員が再婚者であることを「亦た解すべからざるなり」と批判的に総括するが、その背景にあるのは、河北南部という特定の地域が陥った、権力の真空状態と戦乱の惨禍とであったと思う。

岳東氏は「聯姻」すなわち婚姻関係の締結を、河東・河北間の「融合渠道」と見なした（『岳』二〇一六、九二頁）。しかし、

鎮州平山の人李從珂が後唐明宗の養子となったのも、十歳の時、母魏氏とともに明宗に捕らえられたためであった（『旧五代史』卷四六、末帝紀上）。こうした先例もふまえて郭威の例を見れば、「聯姻」も決して対等なものではなく、後周成立の時点まで河東の側が一貫して優位にあったと解すべきだと思ふ。推測の域を出ないが、あるいは郭威自身の父に関する異説についても、母王氏と威の母子を河東の軍将郭簡が略取した、というのが真相ではなかったか。

以上、郭威自身の出自と彼の妻たちとの関係を見直して得られた知見とは、郭威は河北邢州堯山の人というより河東太原の人と見るべき人物であったこと、彼は妻たちを同郷者としてでなく河東からの征服者として得ていたこと、に尽きる。後唐以来の諸帝が全き沙陀系<sup>11</sup>河東の人で、逆に柴榮には河東との関連がおよそ見られないことと比較すれば、郭威は過渡的な存在であったと言えよう。<sup>10)</sup>

### 3) だれが? ③——後周兩帝とその側近官の関係

後周世宗朝は五代において、初めて河北出身者が君臣双方の中心を占めた政権であった。前節までに見出したこの事実をふまえ、後周政治史、特にその君臣関係を見直そう。まず確認したいのは、即位前の柴榮の立場である。

後漢末の政争で実子すべてを失った郭威にとって、養子といえども柴榮は実質唯一の後継者であった。後唐莊宗の跡目争いのような障害を柴榮は回避できたわけだが、それでも皇

太子・節度使時代の彼が一切を自由にできたわけではない。郭威の元僚で後周建国の元勳、枢密使の王峻などは、柴榮の入朝を盛んに妨害したという(『通鑑』卷二九一、広順三年(九五三)正月)。『通鑑』が柴榮の死を記す場面でその人格を総括して「上(柴榮)藩に在りしとき、多く韜晦に努む」(同書卷二九四、顯徳六年(九五九)六月癸未)と書いているのも、こうした状況に対応した彼のふるまいを指したものである。

その彼の下へ、あるいは彼自身との知遇によって、あるいは養父郭威からの手引きによって集った者が、先に表1において把握したところの三班使臣の陣容であった。皇太子時代の人的結合が即位後の幕僚の人的構成にも色濃くひきつがれるというのは、歴史上珍しいことではない。柴榮において特異なのはその場が契丹防衛の前線たる澶州であったこと、養父郭威もかつてそこで同じ任にあったこと、そして彼と現地の人々がともに河北を郷里とする同郷結合を——郭威の場合以上に——持ちえたことである。

こうした条件の下、世宗朝の君臣関係はどのようなものとなったのか。三班使臣からあえて離れ、即位前後の両帝それぞれが持った人的結合をうかがわせる、まったく別個の、しかし奇妙に類似した逸話を紹介しよう。

李彦碩、字徳修、もとは商賈を業とした。太祖が鄴に鎮したとき、その身辺をとりしきった。即位するに及んで、綾綿副使・推場使を歴任した(『冊府元龜』卷七六六、

總録、攀附)。

世宗が民間にあったとき、かつて鄴の大商である頡跌氏と江陵に赴き茶貨を販売した。…(世宗が)いった、「(占い師の)王處士は私が天子に為るはずだといっていた。若しもいつかそうならあんたはどんな官職をもとめるか、言ってくれ」。頡跌氏はいった、「それがしは三十年も商賈をしているが、みやこを経由せぬことはない。そのたびに税官に座して利益をとられ、一日のおさめが商賈の数月ぶんにもおよび、ひそかに之を羨んだものだ。若しそなたが天子と為ったら、それがしの願いはみやこの税院に為れば充分だ」。世宗は笑っていった、「何と望みのひくいことか」。郭氏の後を承け即位するに及んで、頡跌はなお健在であった。召見して、ついにかつて言ったように之にあたえた(『五代史補』卷五、「世宗問卜」)。

ここに登場する李彦碩・頡跌氏の二人は、ともに鄴の商人であり、かつて交友を結んだ両帝の登極によって初めて専売・商税を管理する役職についた、逆にいえば、いかに「大商」であろうとも五代の中央権力とは一定程度隔てられた民間の存在であった。李彦碩・頡跌氏ふたりのこの説話がこうしてあえて記録されているのは、後周以前、彼らのような河北有力者の政權中枢への参加が例外的であったことを意味しているように。

ここで重要なのは両者の相違である。記述上、李彦碩は郭

威が節度使となつてからの関係が知られるにすぎない。しかし顔氏と柴榮の間はいかにもはばかるところのない「民間に在」った時からの交遊であり、その顔氏氏が「京洛税院」に就くという宿願を達成できたところに、こちらの逸話の要点がある。

李彦碩・顔氏両者とも管見においては、この記事以外にその素性を知らせてくれる史料はない。そこでこれに近い時期に両者と類似する地位に登った人物の史料として、洛陽出土の「劉光贊墓誌」と、同じく洛陽出土の「孫延郃墓誌」を見よう。

劉光贊は、八八八年生・九五三年没、李彦碩・顔氏と同じく鄴の人であったが、礼楽を学んで後唐明宗以前にはすでに「本郷公府」に仕える立場にあった。「天成の年自り開運の歳に至るまで」、すなわち明宗から後晋の出帝期に至るまでの間に、安陽・白馬・邢臺・洛汭の各地で「兵食を計り」「軍儲を料る」などの兵站を支える役職についた。そして「戊申の歳」九四八年、後漢朝の下で就いたのが渦口都商稅使の役職であり、周初においても同様であったことが触れられている。いわば五代の商稅・專売稅管理使職として、劉光贊は李彦碩・顔氏先の達に当たる存在であった。

彼の職掌が具体的に記すに足るものとなつた天成年間とは、その元年（九二六）に後の後唐明宗こと李嗣源が鄴を会府とする魏博節度使の反乱鎮圧に赴き、逆にその反兵と合流して莊宗を打倒するに及んだ時期である（『通鑑』卷二七四

（二七五、同年二月、三月、四月丁亥朔）。思うに劉光贊にとつての転機とは、いまだ鄴の「本郷公府」に身を置いていた彼が、李嗣源による放伐とその後の過程で彼の勢力下に組み込まれ、かえって先に見た使職という活躍の場を得たことではなかつたか。汾陽郭氏・太原王氏という河東の女性を娶っていることも、河東出身者を中心とする明宗朝以降の各朝に、河北鄴都出身である彼が参入して榮達を見たことと相関していると思う。そして孫延郃もまた魏州の館陶県出身で、八九六年生・九六〇年没、おそらくは後唐以降に両池擢塩制置判官、晋州擢礮都務使、滑州糧料使、黎陽發運使を歴任している。

注意すべきこととして、劉光贊・孫延贊とも、財政関連の職として任じられたのは首都・中央のものではない。思うにこれは河北の人士が関中その他の西方へ向けられたという、呉麗娘氏の指摘する明宗期の「河北人士之西行」という人事的傾向の一例なのではないか（呉二〇一三、四〇五―四一三頁）。ここでは彼らは後唐の領域的拡大に際しての尖兵とされていたのであり、決して首都開封の要職へ即座に起用されたわけではなかつた。

ところが世宗朝では、孫延郃はまさに世宗の北征に際して隨駕都糧料使に充てられている。顔氏氏と同様の政權中枢への榮達を、孫延郃もここでようやく達成したのである。

以上から筆者は、一見甚だ説話的・小説的な「世宗門卜」に、世宗朝の歴史の実態が反映されていると考える。役職でい

ば三班使臣から財政使職、出自でいえば商人から知識人層<sup>(4)</sup>に至るまで、政権中枢への参画を河北南部の人々が果たすのは、澶州で雌伏の皇太子時代を送った柴榮の下でこそ可能となったことだったのである。

ここで改めて表1中の一人物、魏丕(154)の例を見よう。彼の墓誌は一九九九年に孟津縣で出土している。これによれば魏丕は「世よ燕人為り。後唐同光初(九二二)、家を鄴に徙し、今大名の人と為るなり」といい、柴榮との邂逅については「周世宗 家嫡を以て澶淵に鎮するに洎<sup>た</sup>び、素より公の名を知り一見して甚だ喜<sup>び</sup>んだという(趙二〇〇二)。魏丕は『宋史』卷二七〇にも立伝され「相州の人」とされている人物だが、この墓誌によって燕すなわち河北北部から移住していたことが明らかとなった。九二三年の同地といえは、劉守光の築いた燕国が九一三年十月には李存勗の進攻によって崩壊し(『通鑑』卷二六八、同年同月)、以降河東と契丹との争奪が繰り返される状況にあった。思うに魏丕の一族とは、こうした苦境から逃れ河北南部に移った人々の一例であろう。澶州において柴榮はこうした人々を積極的に収容し、その陣容を充実させたとと言える。

ところで広順三年(九五三)、先にもふれた柴榮の入朝がようやく実現された際、郭威と柴榮、そして馬全義なる一部将の間で以下のようなやりとりが交わされている。

鎮寧節度使の(柴)榮が入朝すると、もと李守貞の騎士であった馬全義も、榮に従って入朝した。帝(郭威)は

召見して殿前指揮使にあて、左右にいうことには、「全義は事える所に忠である。昔、河中に在りしときには、屢<sup>しばしば</sup>ば吾が軍を挫いたものだ。汝ら宜しく之に効<sup>な</sup>うべし」(『通鑑』卷二九一、広順三年(九五三)正月丙申)。

一見して寛容な名君にありがちな故事と思われるであろう。この一件からも、筆者は後周に固有な状況が見出せると思う。馬全義は幽州薊県の人で騎射を善くし、天雄軍節度使范延光・河中節度使李守貞らの帳下をわたった人物であった。李守貞討伐に向かった郭威の軍勢に夜襲をしかけて苦戦させたというのは、当の郭威が語った通りであり、その後柴榮の下に身を投じたという(『宋史』卷二七八、馬全義伝)。郭威・柴榮の両者とも、河北から連れ来たった彼のような人材を、その前歴を問うことなく尊重しなければならなかった。実のところ後周の軍事力の中核は彼らが担っていたのであり、河北に生まれその地の諸勢力を遍歴したという馬全義の前半生も、決して彼のみに見られるものではなかったからである。

事実、即位直後の柴榮が契丹・北漢の連合軍を前に窮地に陥った際、奮戦して彼を救ったのがこの馬全義であり、鄴都留守であった郭威に仕えて世宗の下でも内殿直を務めた大名の人馬仁瓊(表1、112)であり、そして、幽州固安の人で後の殿前都点検、宋太祖となる趙匡胤であった(『通鑑』卷二九一、建徳元年(九五五)三月庚寅)。

以上、本節での筆者の考察はあるいは、これまで五代禁軍強化の成果として理解されてきた世宗朝の軍事的力量を、世

宗以下禁軍軍將の地縁的結合で見直しただけと映るかも知れない。しかし、五代後半の河北一帯は、実は従来の研究史において長らく等閑視されてきた。すなわち日野以来の藩鎮史研究から見れば、「雄藩」魏博節度使の分割に象徴される通り「藩鎮割拠」の勢力もすでに無く、また、近年のソグド研究からも突厥由来の騎馬文化を失っていく過程にあったと消極的に位置づけられるからである(森部二〇一〇、一八一頁)。

だが以上に見た後周世宗朝での人的構成の転換を認めるなら、やはり河北南部こそ世宗朝および北宋政権の「揺籃の地」であったととらえるべきではないか。こうした認識を前提としながら、次節以降では、世宗朝に関する他の問題を展望しよう。

#### 4) なぜ? どこで? 再び、なぜ?——反契丹感情の在る空間

歴史的事象の因果関係を単一の理由から問うものとしての「なぜ」は、歴史学では本来避けるべきものである。しかしあえて柴榮の事業に関して、それが為されるに至った主因・原動力・出発点は何だったのかという形で「なぜ」と問うならば、本論冒頭の日野の概括のような従来の説明が依拠してきたのは、柴榮の即位から先立つこと八年、天福十二年(九四七年)の契丹による開封占領とその失敗、これに対して各地に広がった反抗活動、そしてそこに醸成された反契丹感情であったと思われる。いま、『通鑑』卷二八六のこれに

関する叙述を列挙すれば以下のようである。

(A) 「打草穀」などの収奪に対して「東西兩畿より鄭・滑・曹・濮に及ぶ数百里の間、財畜 殆ど盡く。…是に於いて内外怨憤、始めて契丹に患苦し、皆な之を逐わんことを思う」(九四七年正月)。

(B) 密州・隸州の刺史が「皆 契丹を避け、衆を帥い唐(南唐)に奔る。淮北賊帥 多く命を唐に請う」(同右)。

(C) 契丹任命の保義節度副使(陝州)と宦官が殺害され、部将が自立。呼びかけの語は「今胡虜 華を乱す、乃ち吾屬 奮発の秋なり」(同二月)。

(D) 磁州と連絡を取りつつ相州で「賊帥」が「契丹数百」を殺害し自立(同右)。

(E) 昭義(潞州)留後、「契丹の使者を殺し、鎮を擧げて来降す」(同右)。

(F) 澶州でも契丹人節度使に対し「澶州の人 之に苦しむ、賊帥王瓊 其の徒千餘人を帥い、夜襲して南城に據る…」(同右)。

(G) 延州・丹州でも契丹任命の節度使、刺史が駆逐される(同右)。

(H) 「東方群盜 大いに起り、宋・毫・密三州を陥す。契丹主 左右に言いて曰く『我知らず、中国の人の制し難きこと、此の如し』」(同右)。

以上、特に傍線を引いた部分に顕著な、異民族の侵略に端



を発する漢人のプロト・ナショナリズムの興起を物語ったこれらの『通鑑』の叙述が、同書の注釈『資治通鑑音注』を残した宋末元初の人胡三省、日本支配下の北京で『資治通鑑音注』の持つ価値を改めて見出し『通鑑胡注表微』を著した陳垣と、いずれも同じく「外敵」の脅威の下にあった漢人・漢族から共感や共鳴を寄せられるものであったことは、つとに増淵龍夫によって指摘されている(増淵一九八三)。

だが現在の研究状況と本論のここまでの論証から言えば、契丹と対峙するものを「中国」と概括した『通鑑』に始まるこれらの叙述も再考の俎上にあげなければならない。まずは、(A) から (H) の記述を地図上に整理し、この興起が「どこで」見られた事態であったかを検証しよう(図2参照)。

当然ながらその広がりには「中国」全体などというものではない。まず、東南の昭義(潞州)をのぞいて、河東の領域では反抗が見られない。これは同地一帯では劉知遠が情勢を静観しつつ勢力の温存に務め、契丹側の進入をわずかにとどめたためである。対して、図においては各州の州治にポイントを付しているため分散的だが、特に開封より「東方」(H)では反抗の広がりが見てとれる。山東半島沿岸周辺にも広がりが見られるのは一見意外かも知れないが、契丹に服属する黒水靺鞨の勢力がおそらくは海上をへて到来していたことが後唐時代において確認され(高井二〇一六、七五頁)、また、契丹の南進とともにこの地域にもその手が及ぶという事態は、後の澶淵の盟(一〇〇四年)前後にも見られており(司

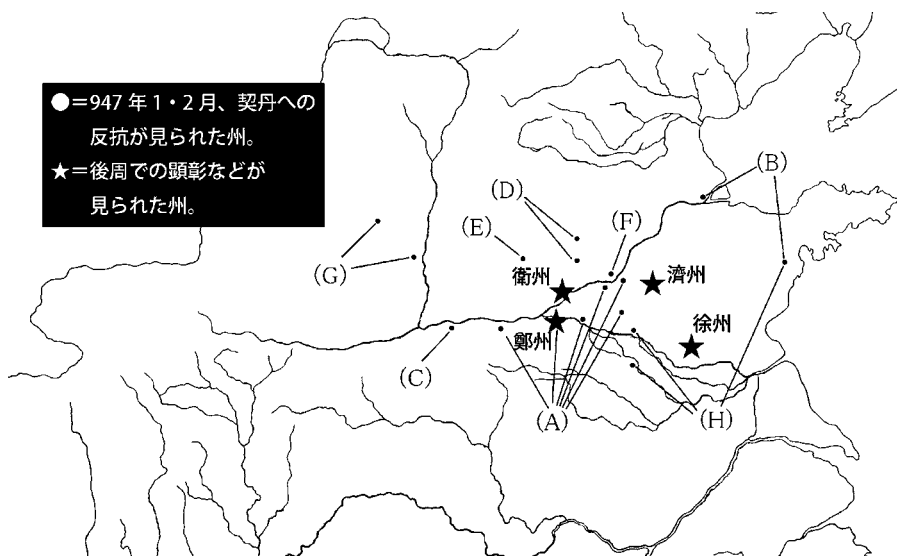


図2

馬光『涑水記聞』卷六、愛宕一九七四、七〇～七一頁）、地勢的にはむしろ不自然ではない。

思うに（A）（D）（E）（F）と、燕雲十六州から南北を貫き開封に達するルート状の分布は、まさにこれが契丹の主要な南進路であったことと相関するのではないか。そこは、河朔三鎮の解体や燕雲十六州の割譲によって、契丹南進を直接的に被り、契丹と後晋の対決が最も熾烈となった空間であった。先掲表1の人物中にこうした活動を探しても、李筠（41）は鎮州常山県で、張鵬（44）は澶州で、羅彥瓌（69）も鎮州元氏県で、というように、その出身地や民族に関わらず、契丹への反抗の舞台はいずれも河北南部であった。

こうした河北南部の地をいわば搖籃とすることが、やがて契丹との対決を世宗朝が選択する背景となった、と見ることは、単純ながら相応の蓋然性を認められるだろう。しかしさらに異なる角度からその具体像をとらえたい。ここでの反抗の対象たる契丹は、具体的にいかなる存在として認識されていたのだろうか？

そこで手がかりとなるのが、陳垣の書誌学的論考、『旧五代史輯本發覆』（陳一九三七）がつとに指摘した「戎王」の語である。同書は『冊府元龜』との校勘によって、民族に関する語についての『旧五代史』への後世の改竄が甚だしいことを指摘する。そこで一例とされていたのが、契丹（遼）の第二代皇帝太宗（耶律堯骨、徳光）のみを表すというこの語であった。いま陳垣による整理と、陳尚君『旧五代史新輯會

證』（復旦大学出版社、二〇〇五年）での新出土史資料までふまえた新たな考証を参照すると、散逸以前の『旧五代史』の記述として、以下のような「戎王」の用例が確認できる。

「戎王已帰本国」（卷八四、晋少帝本紀四、開運三年（九四六）九月）。

「戎王至闕」（卷八九、桑維翰伝）。

「戎王犯闕」（卷九四、潘環伝）。

「戎王入汴」（卷九七、楊光遠伝）。

「開運末、北戎犯闕、。及戎王北帰」（卷一一二、周太祖本紀、広順三年（九五三）二月癸丑）。

「聞戎王已斃」（卷一二四、何福進伝）。

「北虜犯闕、：俄而戎王卒」（卷一二六、馮道伝）。

これら以外に「戎王」の語が頻出するのは、卷八九の桑維翰伝および卷九八の趙延壽伝であり、遼太宗に對面していた彼らの立場が記述のあり方にも関わっていると思われる。他方で『新五代史』や『通鑑』など、宋代人による編纂ではあるものの、後世の改竄を現在では退けることのできる史料においては、元々この語はあまり見ることができず、「契丹主」などの語が用いられている。

以上から筆書は「戎王」の語とは、まさに同時代に用いられた、時人の感情・心性をより率直に表現した語句であったが、宋代の編纂史料ではすでに何らかの規制を施されたものであったと考える。そこで五代での用例を求めて墓誌を確認すると、以下三例の「戎王」に関する記述を見出すことがで

きた。なおこれら墓誌の記述はすべて周阿根氏の『五代墓誌彙考』(黄山書社、二〇一二年)に基づきつつ、現存の拓本などによって確認している。

①「至天福八年(九四三)、幽州道行宮右廂都指揮使を授く。

將に黠虜を平らげんとし、中原を静めるを冀う。戈甲纒かに興れば戎王、已に通ずるは、蓋し公の武威なり」(『王廷胤墓誌』。墓主は太原(図1の地域区分A)の人、後晋滄州刺史、八九一年生—九四四年没、九四五年四月埋葬、撰者は郷貢進士の蘇叟)。

②「…遂に潜みて北朝皇帝に奔投す。…幽州關南巡檢都指揮使に充つ。…属たま晋の義に負く有り、法駕南巡し、東都部署使と為す。南朝に至り、因りて宿州団練使、食邑三百戸を除授す。…使ち戎王の帰国するに値い、漢帝臨朝す。覃恩に遇うと雖も、例ね僞命と為す。…」(『趙鳳墓誌』。墓主は冀州棗強の人(地域区分C)、後周單州刺史、九一三年生—九五三年没、九五五年二月埋葬、撰者は前攝齊州防禦巡官郷貢進士の劉德潤)。

③「…晋少主親<sup>みづか</sup>ら黎陽に至る。詔せられて行闕に赴き、駕に従いて京に還り、再び鄧州節度使を授く。二年(九四五)、詔赴闕、授北面行營諸道歩軍都指揮使、元帥杜公の戎王を漳川に拒むに充つ。…元帥已に降りしに、公猶お力戦するがごとし。戎王其の忠節を慕う」(『宋彦筠墓誌』。墓主は河南の人(地域区分B)、八七九年生—九五六年没、九五八年十月埋葬、撰者は前攝潁州潁上

県令の高弼)。

①は契丹の南進以前、契丹と後晋が一進一退の攻防を続ける過程を記す。②③はまさに契丹進攻の過程を記したもので、特に②では墓主趙鳳が「北朝」⇨契丹側に属した時期と、その北帰の際残留し「南朝」⇨後漢後周側に属した時期とで、契丹皇帝への呼称が「北朝皇帝」から「戎王」へと転じており、先行する何らかの複数の記述に基づきつつ執筆されたものと思われる。③でも墓主は「滄・貝・邢州に鎮し、巡檢して漳河に至り」、契丹に対する防戦に当たっていた。いずれの記述でも「戎王」が遼太宗を指すのは間違いない。

「北朝」の語が五代後晋において契丹(遼)人側の自称となっていたことは、すでに明らかにされている(趙・李二〇〇八)。その自称をふまえた「北朝皇帝」という、尊重の含意をも思わせる語に対置された「戎王」の語とは、やはり彼らの「侵攻」を受けた現場の憤怒あるいは蔑視の感情を表したものと思われる。あえて強調しておくが、本論にとつて重要なことは「戎」の語にうかがわれる中華思想などではなく、墓誌②の例「戎王帰国」にも現れる、その定型性なのである。先の『旧五代史』での用例もふまえればこの言葉は、「宮殿まで侵入したものの北<sup>やぶ</sup>れて帰り、途上で死んだ異民族の王」に対して、彼と接触した地域を中心に叫ばれたフレーズだったのではないか。

『通鑑』の叙述が説く契丹の開封占領に対する敵愾心、「内外怨憤」「皆<sup>みな</sup>之を逐わんこと思う」との表現には、たしか

に階層的・空間的な誇張がある。また、契丹側の史料をふまえ、「遊牧民は何を欲するのか (What nomads want)」を文字通り追求したスタンデン氏によれば、そもそも遼太宗の所期の目的は従来通りの略奪、あるいは石敬瑭のような安定のかつ従属的な華北支配者を擁立することに過ぎず、開封占領や華北の直接的支配を切望していたわけではなかったとされる (Standen 2005)。彼の失敗を強調する『通鑑』の叙述は、やはり「漢人」「中国人」のプロト・ナショナリズムに立つ、宋代人司馬光の歴史観であることを免れないだろう。

しかし同時代の事実として遼太宗は開封を去り、その途上で客死した。そうした顛末を目撃した人々の間には、それが「戎王犯闕」「戎王北帰」のフレイズで以て語られた。それはいわば、巨大な脅威ではあるが打倒可能な、具体的存在として、であった。これを叫んだ同時代人の地域主義、リージョナリズムと呼ぶべきものは、後に『通鑑』その他の宋代人の記述で「契丹主」などと書き換えられたことに見られるように、後の王朝にとっては時として御しがたいものだったのかも知れない。

一方で、柴榮が契丹との対決を政治的に選択することは、河北南部に共有されたであろうこうした感情に沿うものであり、また彼の登極時点において合理的なものともなっていたと考えられる。先に見た九四七年正月から二月までの諸州の反契丹活動のうち、(B)密州・隸州の刺史が「皆な契丹を避け、衆を帥いて奔唐(南唐)に奔る。淮北賊帥 多く命を

唐に請う」というのは、以降、後漢・後周の略略や国家統合を考察する上で、重要な問題をはらんでいる。実際の歴史過程としては、この時点では南唐側が閩国福州を攻略中で応じる余裕がなく、「唐主 亦た之を悔」やんだ、との結果に終わった(『通鑑』巻二八六、同年正月)。しかしこれは、契丹への応戦においてより広域的に対応しうる勢力が各道各州からの支持を得られる事態となったことを示し、特に山東から淮北をいまだ直接的支配下に置けずにはいた後周にとって、先の政治的選択を魅力的なものにしたと思われるからである。

河北南部の人々が数多く集った後周王朝は、かくていつそう広域からの支持を得ることを可能とするに至った。その過程の具体像は、名君と評される柴榮の治世の成功を「いかにして」と問い直すことに関連する。節を改めて考察しよう。

### 5) いかにして? —— 在地自衛団「盗」の包摂

五代の名君としての後周世宗柴榮はしばしば、後唐莊宗李存勗・明宗李嗣源などとの対比という形で評価される。本論冒頭に引いた日野氏の概括もまた、先に省略した部分で莊宗・世宗を「統帥策戦の妙」において対比していた(日野一九八〇、三八〜三九頁)。五代禁軍強化の過程を早くから明らかにしていた軍制史研究(菊池一九五八、など)にも、こうした評価の影響があったように思う。

だが『通鑑』の撰者司馬光は、同じく両帝を対比しつつ峻的な相違点にふれている。すなわち柴榮の体調の急変から

その死までを記す『通鑑』卷二九四、顯徳六年(九五九)六月には、同じく「英武」と称される後唐莊宗と比較して、莊宗を「戦を善くする者なり」としつつも後年の統治の乱れを「誠に用兵の術を知るも天下の道を為すを知らざるが故に由るなり」と批判し、ひるがえって世宗について「其の宏規大度、豈に莊宗と同日に語るを得んや」と賞賛しているのである。

一見、帝王の価値を人格に置く平凡な皇帝観であるかに映るが、筆者がこれに注目するのは、それが先に見た遼太宗の開封占領・北帰以来盛んとなる、各地の「盗」への対応に関連すると思われるからである。

契丹への反抗に端を発して河北南部から開封周辺、山東半島にまで広がった「盗」「賊帥」などの自衛集団(『通鑑』卷二八六、天福十二年(九四七)二月)に対し、後漢高祖劉知遠は当初融和的姿勢を見せた。しかし同年八月には「時に四方に盜賊多く、朝廷之を患う」として嚴罰化に舵を切り、「賊盜に応じた」として一度に十七村の村民が斬に処される事態さえ出来た(『通鑑』卷二八七、同年同月乙未)。契丹という共通の排撃対象が一時的にせよ退いた後、後漢はこうした地域における自衛勢力の興起に対して統制策に出たものの、かえって広域的統治に矛盾を来していったと言える。事実この後、先にもふれた淮北地域では、「淮北群盜多く命を唐に請う」(『通鑑』卷二八八、乾祐二年(九九九)正月)という通り、南唐側へと傾く勢力が多数となる情勢へ転じていた。

後漢に代わった後周においても、こうした事態は収束していなかったと思われる。広域的な治安維持にあたる巡檢使の整備(羽生一九六五)など、統制策ももちろん継続されているが、後周において特徴的なのはむしろ「賊」に対する柔軟な対応である。<sup>20)</sup>

徐州滕県の人王晏は「家は世よ力田するに、晏は少くして壮勇無頼」であったが、後梁末に近隣が「他盜」に略奪される中、その郷里は彼の保護を以て「獲全」した。後唐末に禁軍に応募、奉国小校として陝州にあったところ、契丹支配下で契丹將劉愿の「暴虐」にあつて僚友とともに自立し、建雄軍節度使となる。それが後周太祖によって郷里の武寧軍節度使に任じられ、かつての「同じく盜を為す者」を酒席に招いた上で恫喝し、「此に由り境内安靜」したという。民衆からは彼の「立錦碑」「徳政碑」の建設が懇請され、實際世宗朝ではこれを建設し、その郷里は「使相鄉勲徳里」と改称したという(『通鑑』卷二九二、顯徳元年八月・九月、『宋史』卷二五二、王晏伝)。なお、これと同様の顕彰碑については「後周衛州刺史郭進屏盜碑」(広順三年(九五三))、「後周濟州刺史任漢權屏盜碑」(顯徳二年(九五五))が確認されている。

また萊州掖県の人王景は、「家は世よ力田するに景は少くして佃僮す。騎射を善くして生業に事えず、里中悪少と結んで盜と為」った人物で、後梁の大將王檀が滑臺に鎮した際、その麾下に入ったのを皮切りに、以降後唐莊宗・後晋高祖・出帝に仕え、契丹南進までには横海軍節度使に昇っている。

契丹支配下では退けられたが、「契丹主の欒城に阻くを聞」いて帰鎮し、契丹を遁去させている。彼はまた策達以前の周太祖郭威と交遊があったといい、郭威の即位に及んで兼侍中を加えられ入朝している。簡略な統治を心がけた彼は地方官として民衆には慕われたという（『宋史』卷二五二、王景伝）。なお、彼の子である王廷義も供奉官として迎えられ、世宗朝では虎捷都虞候に抜擢されている（同書同卷、王廷義伝。表1番号163）。

このような元「盗」といった履歴と実力を持ち、契丹に対しては抵抗を示し、任地の防衛にも治績のあった人物を前歴を問わず収容し顕彰したのが、後漢と対比した後周の特色であった。無論、それが単なる群盗への弱腰な妥協とはならず、むしろ後に見るような山東半島方面への統治の拡大につながったことには、後周の達成した中央集権化と禁軍の強化が前提として在った。そして、中書舍人竇儼の上疏において、盜賊の処罰でなくその帰服の勧告を重視し、また同時に、新鄭県での自衛組織「義營」の成功にならうことが提唱されていたように（『通鑑』卷二九三、顯徳四年（九五七）九月）、包括的な方策も世宗朝では出されるに至るのであった。

ここで、先にあげた「後周濟州刺史任漢權屏盜碑」末尾の詞文を紹介しよう。これは「盗」を帰順させることに成功した地方官任漢權を称えたもので、撰者李昉は河北深州饒陽県出身、後周での集賢殿直学士・翰林学士から、宋では同中書門下平章事にまで登る人物である。すなわちその文面には世

宗朝の公的な認識が示されていると見てよいだろう。そこには以下のようにあった。

道 其の要を失し刑淫にして暴なれば、人心 用つて違ひ、良民 盗と為る。令 嚴にして申し、政 肅にして淳ければ、人心 用つて依り、盗 良民と為る。民は即ち盜なり、盗も亦た民なり。善惡の化、實に人に由る。…

一見して、空虚な儒教的スローガンと思われるかも知れない。しかしこれを刻んだのが、先述した後漢において十七村での斬刑が行われた濟州平陰県から遠からぬ、濟州（のち鄆州）巨野県に立てられた巨碑<sup>②</sup>であったことを思えば、その意義を大きく見ることも了解されよう。

かつて唐宋変革期の在地有力者の実像を把握するためにものされた、兗州の人石介や青州麻氏に関する研究（松井一九六八・愛宕一九七四）は、後の地域史研究のような手法や石刻史料の活用を十分に果たした内容であり、現在の目から見直しても加えるべき部分は少ない。いま改めてこれらを通し、兗州石氏・青州麻氏という五代山東半島の同族集団について見直せば、彼らがいずれも現地において契丹との闘争に尽力し、宋初にはいち早く科擧に応じて政權に参画した存在であったことが分かる。

そして他でもない、世宗にとつて最も重要なブレンで、その早世が無ければ宋太祖が龍袍を着ることもなかったとまで言われる人物、枢密使王朴（王鏐『默記』上、王朴）もまた、平陰県・巨野県のちょうど中間に位置する鄆州東平県（後、

須城県)の出身であり、後漢末には同地に帰郷していたといふ(『旧五代史』卷二二八、王朴伝)。彼の子である王侁は世宗朝の東頭供奉官となつている(表1番号152)。この親子を先駆的存在と見なした時、彼ら山東の勢力を取り込む上では、太祖朝以来の「盗」に対する包摂策と、世宗朝でとられた契丹との対決とが共に有効であり、さらに彼ら自身によつてそれらが世宗の下、進められたと考えられよう。

以上、太祖朝からすでに始まる「盗」への包摂的政策の河南・山東方面における成功こそが、柴榮を「宏規大度」において司馬光にも評価させた由来であつたと考える。これは従来の中国史研究では柴榮の叙述において十分認識されてこなかった問題であり、戸等制や検田制などに関して制度史・社会史研究で明らかにされてきた詳細(穴沢二〇〇〇、など)との関連付けによつて、宋朝の支配構造を問い直す可能性を持つ論点であると思う。

### 6) 小結——改めて、なにを? いつ?

本論で説いてきたところを、表題の通り後周世宗朝の全体像として、「だが」「いつ」「どこで」「なにを」「なぜ」「どのように」という形でまとめれば、以下のようなであろう。すなわち従来の、「漢人の世宗が」「後周時代に」「華北で」「対契丹対決路線を」「中華王朝復活のため」「禁軍を強化することで」実行した、という叙述に対し、本論では、「初の河北南部出身者の五代皇帝である世宗と同様の出身である文臣・武臣が」

「世宗朝において」「開封・河北南部のみの領域で」「対契丹対決路線を」「反契丹感情の根付く自らの領域の保全・拡大のために」「この感情を基盤に、山東など周辺領域への統治強化とこれら領域からの支持を得て」実行した、と。

しかしあえて自ら言えば、ここまでの考察で実は筆者は、柴榮が五代諸帝と異なり独自に「いつ」「なにを」したのか、明確にしていなかった。たしかに柴榮は北征し契丹と直接対決したが、それもまた先帝の崩御と自身の即位直後を攻撃されたことに発する報復の延長線上にあつたものにはすぎない、とも極言できる。後周と契丹との外交は、太祖郭威の即位時の使節往来(蒋一九九八、一八三頁)、世宗朝での使節派遣など(『遼史』卷六、穆宗本紀上、應曆七年八月己未)、もちろん継続されているのである。

思うに従来の四朝と異なる契丹との対決という柴榮の政治的選択にとつて、単なる構想や意志の吐露でない、決定的行動と言えるものの第一歩は、「契丹を勾誘し、今に至るも未だ已まず。并寇(北漢)に結連し、我と讎を為す。罪惡名じ難く、人神 共に憤る」(『旧五代史』卷一一五、世宗紀第二、顯德二年(九五五)十一月己亥)との南唐への開戦の詔、南唐使節への「華を捨てて戎に事う、礼儀は安くにか在らん」(『通鑑』卷二九二、顯德三年(九五六年二月))、など、むしろ「南方」に向けた戦争宣言ではなかったか。すなわち先の「いつ」「なにを」への答えとして言えば、「南唐との対決時に」、「自らを『中華』とし契丹を『夷狄』として、契丹への協力

者を『中華』の反逆者とする論理を立てた」ことこそが、世宗朝を前代までと画する点だった、のではないか。

最後に、本論で明らかにした、ソグド研究への応答としての後周世宗朝への再考が果たしうる意義について展望しておきたい。今世紀の中国大陸では唐宋変革論の受容が急速に進展した(李二〇一〇、九一—一〇頁)。しかし私見ながらその中で宋代は、現代中国の発展を絶対視するための歴史的前提とされる危険性を帯びるに至っていると思う。それでは、これと対峙するための歴史の選択可能性をふまえた研究蓄積は、各国においてどれほどあると言えるだろうか。

唐宋変革期の具体的過程、特に研究の乏しい五代十国史を、新出土資料を活用する手法を確立したソグド研究と対話しつつ叙述し直すことの今日的意義は、こうした状況を補うところにあると、筆者は考える。本論では契丹南進や北漢・後周の分立状況が後周・北宋に刻印した、河北南部の地域的特色を明らかにした。こうした知見を蓄え、またふまえることによって、唐五代からのいくつもの選択可能性の一つとしての「宋代中国」に至る過程について、新たな叙述を模索していきたい。

#### 参考文献(日文)

- 穴沢彰子 二〇〇〇『唐宋変革期における在地編成—検田制を中心として—』(『大阪市立大学東洋史論集』一一、三七—五九頁)
- 伊藤一馬 二〇一九『北宋太祖・太宗期の内外軍事情勢と軍事指揮官—都部署を中心に—』(『大阪大学大学院文学研究科紀要』五九、一—三五頁)
- 石見清博 二〇〇五『沙陀研究史—日本・中国の学界における成果と課題—』(『早稲田大学モンゴル研究所紀要』二、一一—一三八頁)
- 愛宕元 一九七四『五代宋初の新興官僚—臨淄の麻氏を中心として—』(『史林』五七—四、五七—九六頁、いま同氏『唐代地域社会史研究』汲古書院、一九九七年、二七九—三三〇頁、に所収)
- 菊池英夫 一九五八『五代後周に於ける禁軍改革の背景—世宗軍制改革前史—』(『東方学』一六、五八—六六頁)
- 佐竹靖彦 一九九〇『唐宋変革の地域的研究』(同朋舎)
- 妹尾達彦 一九九七『都市の生活と文化』(『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、三六五—四四二頁)
- 高井康典行 二〇一二『唐後半から遼北宋初期の幽州の』(『史滴』三四、六八—九六頁。のち、高井二〇一六、三九三—四三二頁に所収)
- 高井康典行 二〇一六『渤海と藩鎮—遼代地方統治の研究—』(汲古書院)
- 友永植 一九八三『唐・五代三班使臣考—宋朝武班官僚研究 その(一)—』(宋代史研究会編『宋代史研究会 研究報告第一集 宋代の社会と文化』、汲古書院、二九—六八頁)
- 西村陽子 二〇一八『唐代沙陀突厥史の研究』(汲古書院)
- 羽生健一 一九六五『五代の巡検使について』(『東方学』第二九号、四五—五五頁)



日野開三郎 一九八〇「五代史の基調」(『日野開三郎東洋史学論集』

第二卷、三一書房)

増淵龍夫 一九八三「歴史のいわゆる内面的理解について—陳垣の  
場合と津田左右吉の場合—」(『歴史家の同時代史的考察につい  
て』、岩波書店、八三一—〇七頁。一九七一年の研究発表の論文  
化)

松井秀一 一九六八「北宋初期官僚の一典型—石介とその系譜を  
中心に—」(『東洋学報』五一—一、四四—九二頁)

三谷博 一九九七「プロト国民国家」の形成—比較史の見地か  
ら—(『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治活動』、  
山川出版社、五—三四頁)

森部豊 二〇一〇「ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴  
史的展開」(関西大学出版部)

#### 参考文献(中文)

鄧小南 二〇〇五「論五代宋初『胡』漢語境的消解」(『文史哲』  
二〇〇五、五七—六四頁)

蔣武雄 一九九八「遼興五代政權轉移關係始末」(新化圖書)

李華瑞 二〇一〇「唐宋變革論」(『国内宋史研究の影響』(『中国史研  
究』二二五、五—一〇頁)

孟凡港 二〇一七「屏盜碑与五代地方賊患治理」(『齐鲁学刊』二〇一七  
年第二期、四一—四六頁)

吳麗娛 二〇一三「從敦煌《新集雜別紙》看後唐明宗時代河北州鎮的  
地緣關係與領地拓展—《新集雜別紙》研究之一」(『唐研究』  
一九、三六—四二頁)

岳東 二〇一六「后周河朔集團の誕生—唐五代時期黃河下游區域  
居民主体变化側記」(『黄河科技大学学报』二八、八七—九五)

頁)

趙雨棠 一九九三「唐宋變革期軍政制度史研究(一)—三班官制之演  
變」(文史哲出版社)

趙振華 二〇〇二「北宋《魏丕墓誌》考釈」(『史林』二〇〇二、二、二五  
—三四頁)

趙永春・李玉君 二〇〇八「遼人自称「北朝」考論」(『史学集刊』  
二〇〇八、一、四三—一四九)

陳垣 一九三七「旧五代史輯本發覆」(輔仁大學)

傅樂成 一九七二「唐型文化與宋型文化」(『國立編譯館館刊』一一四、  
一—十二頁。のち、同氏「漢唐史論集」、聯經出版、一九七七、  
三三九—三八二頁、に所収)

#### 参考文献(英文)

Standen, Naomi 2005 "What Nomads Want: Raids, Invasions, and  
the Liao Conquest of 947." In *Mongols, Turks, and Others:  
Eurasian Nomads and the Outside World*, eds. Reuven Amitai,  
and Michal Biran, pp.127-174. Leiden: Brill. (日本語訳に、山根  
直生訳「遊牧民は何を欲するか—襲撃と略奪、そして九四七年  
の遼の征服」(『福岡大学人文論叢』五〇—四、二〇一九年、一  
—四二頁、がある)

Tillman, Hoyt Cleveland 1979 "Proto-Nationalism in Twelfth-  
Century China? The Case of Chen Liang", *Harvard Journal of  
Asiatic Studies*, Vol. 39, No. 2, pp. 403-428.

Wang, Gungwu 1963 *The Structure of Power in North China  
during the Five Dynasties*, Kuala Lumpur: University of  
Malaya Press.

註(1) 前近代における「ナシヨナリズム」を特に扱った研究としては、三谷博氏のそれがあげられ、本論でも氏の言う「プロト・ナシヨナリズム」の定義を参考としている(三谷一九九七)。

しかし宋の文化に関してこの語を用いる研究はより早くに登場している(Tilman 1979、など)。

(2) より詳細な「沙陀系王朝」への研究として、宋をそれに入っていないが西村陽子氏の專著(西村二〇一八)、そして宋代史の立場から初めて本格的に同展望を論じた伊藤一馬氏の論文(伊藤二〇一九)が出されている。

(3) 「地主国家」として宋朝をとらえる理解については、佐竹靖彦氏の所論(佐竹一九九〇、七三五―七三八頁)をあげておく。

(4) 柴榮の「幕府舊僚」「藩邸故人」であった王著は、臨終間際の柴榮によって宰相に登用されるよう范質らに託されたものの、この遺言自体が彼らにもみ消されたという(『通鑑』卷二九四、顯徳六年(九五九)六月)。

(5) 表1番号80の田仁朗は大名元城の人(『宋史』卷二七五、田仁朗伝、同じく112の馬仁瑀は大名夏津の人(同書卷二七三、馬仁瑀伝、同じく127の尹崇珂は秦州天水の人であったが「後大名に徙居す」(同書卷二五九、尹崇珂伝)、同じく144の李繼偃は大名元城の人(同書卷二五四、李繼勳伝)、同じく148の曹翰は大名の人(同書卷二六〇、曹翰伝)、同じく149の潘美は大名の人(同書卷二五八、潘美伝)。

(6) 表1番号145の曹彬は「周太祖貴妃張氏、彬の従母なり。周祖受禪、彬を召して京師に帰し、世宗の帳下に隸す」(同書卷二五八、曹彬伝)とあり、同じく147の李崇矩は「崇矩、其(史弘肇)の母弟福を上す。崇矩、素より其の家を主り、盡く財産を籍して以て福に付す。周祖、之を嘉し、

崇矩を以て世宗の帳下に隸す」(『宋史』卷二五七、李崇矩伝)と、同じく148の曹翰は「乾祐初、周太祖、鄴に鎮す。與に語りて之を奇とし、以て世宗の帳下に隸す」(同書卷二六〇、曹翰伝)とある。

(7) 表1番号145の曹彬は「(世宗)澶淵に鎮するに從い、供奉官に補す」(『宋史』卷二五八、曹彬伝)とあり、同じく146の王晉卿は「周世宗、澶淵に在り。晉卿、武藝を以て求見し、帳下に隸するを得」(同書卷二七一、王晉卿伝)とあり、同じく148の曹翰は「世宗、澶淵に鎮し、署して牙校と為す」(同書卷二六〇、曹翰伝)とあり、同じく150の王贊は「周世宗澶淵に鎮す。每旬決囚するに、贊、律令を引きて辨析すること理に中る。之に問いて其の嘗て學問を事とするを知り、即ち右職に署す」(同書卷二七四、王贊伝)とあり、同じく154の魏丕は「周世宗、澶淵に鎮し、司法參軍に辟す」(同書卷二七〇、魏丕伝)とある。魏丕については本文後段に詳述する。

(8) 本論での河北北部・南部の区分は後晋での燕雲十六州割讓をふまえており、後唐ですでに宰相位に就いていた馮道に関しては南北の別を論じずにおくのが妥当と思う。

(9) 常思について、『宋史』卷二五五、張永徳伝では姓名は「常遇」、郭威の「外兄弟」となっている。

(10) 後漢隱帝こと劉承祐は、沙陀系であることの明らかな劉知遠を父としつつ誕生の地について「鄴都の旧第」(『旧五代史』卷一〇一、隱帝紀上)と「太原」(『五代会要』卷一)という両説を残し、さらにその実母李氏は河東晉陽の人であったが、夜間に家へ侵入してきた劉知遠に略取されたという(『旧五代史』卷一〇四、李皇后伝。本論に見てきた郭威の人物像とは奇妙に類似しており、柴榮を帰着点として見た場合には劉承祐もまた過渡的な存在であったと言えよう)。

(11) 頡跌氏の詳細は不明だが、漢人とは思いがたいその姓名から、柴榮周辺の民族性もやはり多様なものであったと想定すべきだと思う。

(12) 「劉光贊墓誌」の記述については、周阿根『五代墓誌彙考』、黃山書社、二〇一二年、五三—五三七頁、に依拠した。なお同墓誌の解釈と価値については、中央研究院歷史語言研究所の柳立言氏、同氏主催の研究会に参加する施天宇氏の考察から多くの示唆を得た。ここに特記して謝意を表す。

(13) 「孫安節墓誌」の記述については、『宋代墓誌輯釈』、中州古籍出版社、二〇一六年、八—九頁、に依拠した。

(14) 本文の通り頡跌氏は「鄴の大商」であり、孫延節は「朋友其の才を擧」げた人物であった(「孫延節墓誌」)。

(15) 日野自身も、契丹の直接支配とその失敗、さらに北帰途上での遼太宗の死によって「契丹反撃の氣勢は愈々昂まったが、それと共に強力契丹の復讐を恐れる諸藩はその中心を求めて團結せんとする気持ちを持ち始めた」(日野一九八〇、三五頁)、また「…五代の外交はこの契丹対策が中心となり、後唐は強硬、後晋は軟弱の屈從政策をとったが結局共に被滅を免れず、しかも華地の一部を永く契丹の領土に進呈することとなった。硬軟二つながらの失敗は中国人をして契丹操縦の道は自力の強化、圧敵力の造成以外に求められざることを悟らしめ、かくて世宗の漢族大同團結とその團結の力を背景とする契丹撃砕との大政策樹立となり、やがてそれが宋の天下統一、対契丹進攻実現の礎地をなした」(同、四二頁)と述べている。

(16) (H)の記事より先、開封で「四方貢獻」を受けて得意となった耶律堯骨の発言として「中国の事、我皆な之を知る。吾が國の事、汝曹知らざるなり」(『通鑑』卷二八六、天福十二年

正月)と記すなど、『通鑑』の叙述は全体に契丹(遼)側への皮肉に満ちている。

(17) 契丹(遼)による開封占領とその研究史については、ナオミ・スタンデン氏の研究および同論日本語訳に付す山根直生の訳者改題を参照されたい(Standen 2005)。

(18) これに類する、「契丹(遼)全体に対しての語「北戎」も用例は少ない。しかもその例の見られる史料が「符昭願墓誌銘」(咸平四年(一〇〇一)洛陽県に埋葬、撰者は前進士陳舜封、「芒洛冢墓遺文」所収)、「石保吉墓誌銘」(大中祥符三年(一〇一〇)洛陽県に埋葬、撰者は姪男前進士石宗占、同書所収)と、ともに宋初の有力な武将であった符彦卿・石守信の子孫を墓主とするものであり、しかも契丹(遼)との戦闘を描写する中でこの語を用いていることは、これらの語を宋代でなお用いていた主体が彼ら前線の武将たちであったことを示唆していると思う。

(19) 管見の限り小説史料上での唯一の「戎王」の用例に、「白項鴉」(『太平広記』卷三七、妖怪九)がある。これは「契丹犯闕の初」、「群盜」の一首領として陳州で蜂起し、「戎王」と謁見した男装の婦人「白項鴉」を主題とするものである。他の史料で彼女自身について確認できるものはなく、その実在は疑わしい。しかしここで「戎王」もまた、男女の別に背き配下の男子をたびたび斬殺した賊帥を迎える、非難されるべき王者であり、白項鴉もまた「戎王」に接近を図った民族の裏切り者として描かれ、ついには後周・北宋の元勳兗州節度使符彦卿によって処刑される。「戎王」の語の使用の広がりやうかがわすものとしてとらえておく。

(20) 盜賊への対応として後の宋朝で一般化するの、これを禁軍の戦力に編入することだが、世宗の募兵に応じた「山林亡

命の徒」の質は劣悪で（『旧五代史』卷一一四、後周世宗本紀一、顯徳元年（九五四）二月丁卯）、精兵主義をとる世宗朝では中止となったようである。ここにも世宗朝と宋朝の政策的断絶がうかがわれよう。

- (21) 任漢權その人については他の史料に見出されず、同碑でも「蜀国の人」とされるのみである。しかし「武略を以て累朝に事え、戦功を以て貴仕に登る」とあって後周以前の五代王朝に使えたことが確認され、九四七年に契丹の任命した長官が駆逐された丹州（『通鑑』卷二八六、同年二月）を治め、対契丹防衛の前線であった趙州でも「安邊鎮靜の功」を残したというから、王晏・王景らとも契丹支配への反抗という共通項はあった。また、彼と同じく蜀の人で三班使臣となっている王彦章（表1の36）は、後唐の前蜀平定を機に洛陽へ移り、開運初年（九四四）には契丹南進に対して澶州で奮戦、後周でも戦功を重ね宋太祖の下では北方を固める諸將の末席を占めるに至っている（『宋史』卷二五〇、王彦章伝）。任漢權にも同様の来歴があったとすれば、蜀という故地から隔てられた彼らは少数派ながら、河北の人々とまた異なる形で後周の対契丹対決路線に与りやすかったものと思われる。
- (22) 同碑は二〇〇二年に巨野県で出土しており、全高五一六センチ、全幅一五八センチに及ぶという（『孟二〇一七』）。
- (23) なお誤解の無いよう加えれば、契丹（遼）側でも後唐への敵対を決定する際、遼太宗の口から「李從珂君を弑して自立し、神人共に怒る。宜しく天討を行うべし」との言辞が発されており（『遼史』卷三、太宗本紀上、天顯十一年（九三六）七月丙申）、こうした伝統的理論武装の使用自体が後周世宗朝の画期性であったと言うのではない。